

●介護保険課での本人確認に必要な書類について

1 いずれか一点の提示で確認可能であるもの（官公署が発行する顔写真付きの書類）

運転免許証（仮運転免許証を含む。国際運転免許証を除く。）、個人番号カード（マイナンバーカード）、住民基本台帳カード（顔写真入り）、旅券（パスポート）、船員手帳、海技免状、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引士証、電気工事士免状、認定電気工事從事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空從事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、小型船舶操縦免許証、教習資格認定証、検定合格証（警備員）、無線從事者免許証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉保健手帳、在留カード（顔写真入り）、特別永住者証明書（顔写真入り）、官公庁・事業団・公庫・特殊法人等の職員の身分証明書（生年月日のあるもの）、県立・市立学校の学生証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以後に交付されたものに限る。）、一時庇護許可書、仮滞在許可書、またこれらと同様の書類

2 いずれか二点の提示で確認可能であるもの（官公署が発行する顔写真の無い書類）

住民基本台帳カード（顔写真なし）、健康保険の被保険者証、各種年金証書（手帳・基礎年金番号通知書）、恩給証書、介護保険被保険者証、生活保護受給者証、各種医療証、高齢受給者証、後期高齢者医療被保険者証、納税通知書、在留カード（顔写真なし）、特別永住者証明書（顔写真なし）、またこれらと同様の書類

3 いずれか一点（その他の顔写真付きの書類）と、2のいずれか一点の提示で確認可能であるもの

写真付の学生証（公立以外の学校）、法人が発行した写真付の身分証明書等

※いずれの書類も、有効期限の定めがあるものは有効期限内のものに限ります。